

# チェーンソー作業従事者に関する調査

鹿児島県大口農林事務所 田上光紘

## 1. はじめに

チェーンソー等の振動機械による振動障害については全国的にその障害発生が増加し、林業労働災害における、重要な問題のひとつになってきているが、当所管内においても、最近障害者が発生し、業界、関係機関等で、その対策が憂慮されているところである。

今回、昭和51年度から53年度にかけて、当管内のチェーンソー作業従事者の実態について調査したので、その経過、問題点等について報告する。

## 2. 結 果

管内の民間林業労働従事者は507名で、うち、チェーンソー作業従事者は95名である。

作業員は、それぞれ各事業体に所属してはいるが、森林組合労務班員207名を除いた300名は、その大部分が個人事業者である。

チェーンソー使用による振動障害者は、昭和51年に1名、52年に2名発生しているが、事業者が常備をしている者以外の個人事業者、一人親方等は、ほとんどが検診を受けておらず、障害発生への恐れのあるものを含めると、その数はさらに増大するものと思われる。

チェーンソー操作状況調査は、6事業者、18名を対象に調査した。

作業方法は、伐倒後、枝払いし、全幹集材である。樹種は、ひのきが主体で、広葉樹2割程度が混交している。樹高は、20m前後、胸高直径20～20cmで、枝打がほとんどされておらず、多枝太枝である。

チェーンソー操作時間調査によると、51年度は平均2時間22分、52年度は1時間42分、53年度は2時間3分となった。

51年度に調査した時点では、一般的に、振動障害問題、チェーンソーの時間規制に関心がうすかったが、その後の事業者、作業員への指導等により、最近はある程度の関心がもたらえ、作業内容においても手工具等との併用が多くなり、チェーンソーの機種も、振動強度の少ないものに替えられる等、改善がみられるようになった。

## 3. 考 察

調査結果から問題点をひろってみると。

- (1) 伐倒工程に、斧、鉋等手工具の併用を多くとり入れる必要がある。
- (2) 必要時間外のエンジン作動、高速運転が多い。
- (3) 時間規制に関心をもとうとしない。自分は振動病にはならないという自負、反発がある。
- (4) チェーンソー操作時の不安定な姿勢が多い。
- (5) 作業仕組、工程管理が悪い。
- (6) 機械整備が不十分である。
- (7) ヘルメット、手袋等の防具、救急薬品の不備等があげられる。

これらの改善策としては

- (1) 伐木造材工程に、手工具の併用を多くとり入れ、チェーンソー使用は必要最少限度にとどめさせる。
- (2) 事業主に、振動病予防、安全衛生の立場から現場での作業仕組、工程を常に管理把握させる。
- (3) 機械整備の定期的励行、林業機械整備指導の実施。
- (4) 労働安全衛生に関する指導教育の実施。

等があげられるが、これらの調査に基づいて、時間規制を指導した約20事業者、チェーンソー作業従事者は理屈ではわかっているが現実にはなかなか受け入れられず、その場かぎりの理解が多かった。

調査対象以外の事業者をみても、その作業内容から2時間から3時間の使用が多いようであるが、振動障害を内心では恐れ、心配しながらも、出来高が低いと賃金、生活に影響するのでやむをえないといった傾向がある。

また、時間について、作業員が自分の1日のチェーンソー使用時間を知らない、わからない場合が多く、理解されにくいきらいがあった。

しかし、振動病発生の実態、時間調査結果の明示、現場での座談会等のつみ重ねにより、ある程度は納得し、理解を得られた。

使用時間の理解については、チェーンソーの燃料消費量、伐採木の種類、作業内容等から作業員が自己の時間を推測できるよう指導する必要がある。

作業員の配置、伐採と集材の交替作業については、可能な場合もあるが、集材と伐採とが、それぞれ別個の組織である場合が多く、組織、作業員の感情、賃金

等の問題もあり、さらに検討しなければならない。

現在の管内の事業体は、いわゆる一人親方的な個人事業体が8割を占めており、作業員は、事業体に所属してはいても、実際には半請負、半出来高制といった雇傭関係にあり、事業主は雇傭期間中のみ労災保険を掛けており、これらの対策として、労働保険事務組合の設立が望まれ、事業体からの要望も高まりつつある。

賃金形態も、出来高払制5割、定額日給払5割で、雇傭契約も口頭契約が8割を占め、作業員名簿の不備等、作業員の把握がない事業体もある。

作業員にしても、労災保険の問題、雇傭関係の問題について、やむをえないといった考えが多く、不安定な状態であるのが現状であり、この問題には事業体(企業)の認識、協力と、それ以上に、作業員の自覚、自主的な規制が必要と思われる。

事業体においても、最近、時間調査の結果に関心を

もっており、事業主、作業員の認識をさらに高め、各種調査資料をもとに、改善策をみいだしていかなければならない。

#### 4. おわりに

今後、引き続き調査と、検討を重ねていくが、民間における伐出作業が、最近、直営から請負へと移行しており、振動障害予防に関する問題も、「雇傭関係、賃金形態」等も考慮しながら、幅広い検討が必要であり、現行作業能率を維持しながら、2時間以内のチェンソー使用の定着化をはかるには、合理的な事業体作業員の納得のいく作業仕組の改善を進めていかねばならない。

今後は、さらに関係機関の協力を得て、これらの解決をはかっていきたい。

表-1 チェンソー操作時間調査表

調査番号	チェンソー操作時間									その他の作業時間	1日の労働時間
	根張受口切	追口切	枝払い	サルカ落し	玉切	障害物除去	その他	歩行	小計		
1	002753	002618	001819	001451	----	001535	001145	000648	020129	092831	113000
2	002138	001434	004718	000632	----	000230	000719	001603	015554	100756	120350
3	002541	002125	004209	000638	----	000336	002524	002847	023340	095620	123000
4	001120	001315	004123	000553	----	000858	001138	002022	015249	065611	084900
5	001647	002251	003129	000859	000013	000435	000844	001537	014915	073045	092000
6	001649	002450	020637	000512	----	001837	001914	002949	040108	044138	084246
7	001550	001646	001451	000710	----	000542	001525	000503	012047	083913	100000
8	001628	001047	001848	000415	000419	000237	001202	000435	011351	083109	094500
9	001511	001348	000359	000523	----	000324	001459	000955	010639	085741	100420
10	002048	001507	001943	000230	----	001247	001115	001002	013212	084748	102000
11	001710	001353	003105	000105	----	000755	002118	000934	014200	080600	094800
12	001111	001334	002236	000107	001000	000934	001253	000903	012958	085422	102420
13	003847	001722	002542	001110	----	000142	002728	000301	020512	081228	101740
14	003349	001430	002506	001722	----	000245	001208	000117	014657	082043	100740
15	003930	002024	004102	001846	----	000715	000946	000435	022118	075721	101839
16	002911	002257	002425	001056	----	000444	001158	000939	015350	084630	104020
17	002406	001612	003620	000955	----	000934	000635	000654	014936	085114	104050
18	002519	001527	005751	000710	----	000430	002842	000408	022307	074423	100730